

第百十九号議案

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「とき」の下に「（消防団長が消防活動上支障ないと認めたとときを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区の消防団の活動力の維持及び向上を図るため、消防団員の在団要件に係る規定を改める必要がある。